

## 決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

はじめに、審査の経過を御報告いたします。

本委員会は、9月5日に設置された後、9月17日に概要説明が行われ、9月19日に決算関連5議案が付託されました。その後、代表監査委員による審査意見の報告、総括質疑の開催、各分科会での関係各部署からの説明・質疑等の詳細審査を経て、先日、10月2日に各分科会報告、討論・採決を行い、本委員会での審査を終了したところでございます。

10月2日の各分科会報告では、お手元に配付のとおり、5分科会の審査の過程で出された14項目にわたる要望等が報告されているところですが、執行部におかれては、各分科会の報告に対して、適切に対応されることを求めます。

それでは、特別委員会報告として、次の5点について申し上げます。

まず、市有財産の運用についてであります。

地方交付税の合併算定替えの平成27年度からの段階的な縮減への財源確保は、本市にとって重要な課題であります。

現在、本市が所有する土地や建物、いわゆる市有財産について、活用されていないものも多数見受けられます。これら市有財産について、歳入財源の確保のためにも売却・貸与等積極的な活用を望みます。

次に、生活保護適正実施推進事業のうち学習支援事業についてであります。

この事業は平成25年度からの事業ですが、中学生等の参加者の社会的な居場所づくりはもとより、志望校合格の実績をあげられるなど、貧困の連鎖防止に重要な役割を果たしていると考えます。

今後、財源が不透明な部分もありますが、本市として大切な事業であることを認識され、引き続き事業を実施していかれるとともに、対象者の範囲を拡大する等、より一層の事業の充実を図られることを強く要望いたします。

次に、教育福祉振興会等補助金及び観光協会等補助金についてであります。

これらの補助金は、それぞれ一般財団法人鳥取市教育福祉振興会及び一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の経営に要する経費を補助することにより、各団体の設置目的に沿った事業を支援するものです。

しかしながら、本市の財政状況が厳しさを増す中、いずれの団体も補助金への依存をなるべく小さくし、経営の合理化や自主事業等による収入確保などにより、経営の安定を図る必要があると考えます。

また、観光コンベンション協会については、第3種旅行業免許を生かした旅行商品の開発に取り組むなど、本市の観光産業の振興を担う役割を果たしていただくことが重要と考えます。そのため、今後本市が広域的観光地となるよう「砂の美術館」以外の観光商品の開発を急ぐべきとの意見がありました。

つきましては、各団体に求められる使命を着実に果たしていただくためにも、補助金の費用対効果の検証や団体の自立経営に向けて、具体的な方針を定め、指導されることを求めます。

次に、水道事業についてであります。

水道事業は、市民の節水意識の定着、節水器具の普及、大手企業の事業再編等による水道大口使用者の減少により、年々総配水量、有収水量ともに減少しており経営は厳しいものになっています。

そのような中、殿ダム使用权として、負担金を支払ってきた経過がありますが、殿ダムの水利権の活用策が見えてこないとの意見がありました。

今後、鳥取市水道事業長期経営構想を改定する際には殿ダムの水利権の利活用について検討されるよう要望します。

最後に、市庁舎整備推進事業費についてであります。

鳥取市庁舎整備専門家委員会条例に基づき、各分野の専門家を招聘し、専門家委員会で各分野の検討をするための予算措置でありましたが、招聘は1回のみとなっており不用額が発生しております。予算執行において当初の計画が甘かったのではないかとの意見がありました。

今後、適切な予算執行となるよう改善を要望します。

次に、審査の結果を御報告いたします。

議案第105号 平成25年度鳥取市工業用水道事業決算認定について、  
及び、

議案第107号 平成25年度鳥取市病院事業決算認定について、

以上2案は、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第103号 平成25年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について、

議案第104号 平成25年度鳥取市水道事業決算認定について、

及び、

議案第106号 平成25年度鳥取市下水道等事業決算認定について、

以上3案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、一言申し上げます。

決算書の中の事項別明細書については、現年度・過年度という区分を設けて決算書の中でそれぞれを明示すべきと考えますが、本市の決算書は明示している会計としていない会計があります。予算書・決算書ともに会計ごとのばらつきなく現年度・過年度を分けて明示していただくよう望みます。

終わりに、本報告、分科会報告が、平成27年度予算に最大限反映されることを強く求めて、決算審査特別委員会報告を終わります。

## 決算審査特別委員会 総務企画分科会報告

総務企画分科会での審査の結果を御報告します。

議案第 103 号平成 25 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科会員から出されました意見等について述べさせていただきます。

まず、債務負担行為と継続費の扱いについてであります。

従来より鳥取市は長期にわたる事業の場合は債務負担行為を設定しておられますが、予算の執行状況がわかりにくいものになっている場合があります。

今後、複数年にわたる工事などの場合は継続費での扱いも検討していただくよう要望します。

次に収入未済及び不納欠損についてであります。

歳入確保については、これまでさまざまな取り組みを行っており、今年度は一層適正な債権管理を進めるための体制整備として債権管理課を新設するなど、実績を積み上げられたことについて評価します。

企業の倒産や生活困窮など、市民生活が厳しいことを背景に、収入未済や不納欠損を上げていますが、公平性の観点からも収入未済が不納欠損につながる形での取り組みが非常に重要であると考えます。

担当課におかれましては、さらなる努力を行っていただくよう要望します。

次に市有財産の運用についてであります。

地方交付税の合併算定替えの平成 27 年度からの段階的な縮減への財源確保は、本市にとって重要な課題であります。

現在、本市が所有する土地や建物、いわゆる市有財産について、活用されていないものも多数見受けられます。これら市有財産について、歳入財源の確保のためにも売却・貸与等積極的な活用を望みます。

最後に各総合支所の取り組みについてであります。

各総合支所ではそれぞれの地域の伝統文化などを生かしながら地域振興のための事業を行っておられますが、今後、新市域のさらなる活性化のためには、これまでどおりの事業の繰り返しではなく、事業の見直しを行い、次の年度につなげていく事業転換も必要であると考えます。

今年度は新市域振興ビジョンも策定されましたが、新市域の 10 年先を見据えたまちづくりにつなげるためにも、積極的な事業の展開を望みます。

以上で本分科会の報告を終わります。

## 決算審査特別委員会 福祉保健分科会報告

福祉保健分科会の審査の結果を御報告いたします。

議案第103号平成25年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、及び議案第107号平成25年度鳥取市病院事業決算認定について、以上2案についての審査の過程において各分科会員から出されました意見につきまして、述べさせていただきます。

1点目は生活保護適正実施推進事業のうち学習支援事業についてであります。この事業は平成25年度からの事業ですが、中学生等の参加者の社会的な居場所づくりはもとより、志望校合格の実績を挙げられるなど、貧困の連鎖防止に重要な役割を果たしていると考えます。

今後、財源が不透明な部分もありますが、鳥取市として大切な事業であることを認識され、今後も継続していかれるとともに、対象者の範囲を拡大する等、より一層の事業の充実を図られることを強く要望いたします。

2点目は民生児童委員についてであります。

民生児童委員の皆様には、地域での相談窓口、地域と行政をつなげる重要な役割等を担っていただいておりますが、少子高齢化の進行、活動の複雑多様化等により、それぞれの地区での人選に苦慮している現状があります。

今後の人員確保のためにも、業務量や活動に対する財政的支援等の改善、行政による活動支援体制等について、検討していただきますよう望みます。

3点目は病院事業経営についてであります。

市立病院におかれましては、最終年度となった鳥取市立病院改革プランに沿ったさまざまな経営改善、体外衝撃波結石破碎装置などの更新による医療提供体制の整備、循環器内科専門医や総合診療医確保等の診療体制充実による患者数の増加等により、平成25年度も黒字を達成されたことは非常に高く評価するところであります。

その一方、看護師数は改革プランの目標値を確保することができていない状況であります。看護師確保は、患者の方への対応はもちろん、医業収入にも大きな影響を与えることから今後も引き続き看護師確保に全力で取り組まれますよう望みます。

以上で本分科会の報告を終わります。

## 決算審査特別委員会 文教経済分科会報告

文教経済分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 103 号平成 25 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において各分科会員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

はじめに、企業等農業参入促進支援事業費補助金及び農商工連携マッチング事業についてであります。

これらの事業は、企業の農業参入や農業の 6 次産業化、農商工連携により、地域経済の活性化を図ろうとするものです。これらの事業の成果が今後に与える影響は大きく、新たな可能性を探る地域関係者のモデル事業となることが期待されます。事業を進めるに当たっては、所管部署はもとより、取り組まれている企業や委託先の経済団体等の関係者と綿密な連携を図るとともに、現状の把握や市場動向などにも目を配り、よりよい成果が得られるよう取り組まれることを求めます。

次に、教育福祉振興会等補助金及び観光協会等補助金についてであります。

これらの補助金は、それぞれ一般財団法人鳥取市教育福祉振興会及び一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の経営に要する経費を補助することにより、各団体の設置目的に沿った事業を支援するものです。

しかしながら、本市の財政状況が厳しさを増す中、いずれの団体も補助金への依存をなるべく小さくし、経営の合理化や自主事業等による収入確保などにより、経営の安定を図る必要があると考えます。

また、観光コンベンション協会については、第 3 種旅行業免許を生かした旅行商品の造成に取り組むなど、鳥取市の観光産業の振興を担う役割を果たしていただくことが重要と考えます。そのため、今後鳥取市が広域的観光地となるよう「砂の美術館」以外の観光商品の造成を急ぐべきとの意見がありました。

つきましては、各団体に求められる使命を着実に果たしていただくためにも、補助金の費用対効果の検証や団体の自立経営に向けて、具体的な方針を定め、指導されることを求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。

## 決算審査特別委員会 建設水道分科会報告

建設水道分科会の審査の結果を御報告いたします。

議案第 103 号平成 25 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、議案第 104 号平成 25 年度鳥取市水道事業決算認定について、議案第 105 号平成 25 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について及び、議案第 106 号平成 25 年度鳥取市下水道等事業決算認定について、以上 4 案の審査の過程において、各分科会員から出されました意見につきまして、述べさせていただきます。

まず、水道事業についてであります。

水道事業は、市民の節水意識の定着、節水器具の普及、大手企業の事業再編等による水道大口使用者の減少により、年々総配水量、有収水量ともに減少しており経営は厳しいものになっています。

そのような中、殿ダム使用权として、負担金を支払ってきた経過がありますが、殿ダムの水利権の活用策が見えてこないとの意見がありました。

今後、鳥取市水道事業長期経営構想を改定する際には殿ダムの水利権の利活用について検討されるよう要望します。

次に、普通河川改良事業についてであります。

この事業は、河川災害を未然に防止するため、治水・環境衛生上重要な法定外水路の改修・改良を行い、流域の浸水被害の軽減、環境改善を図るとされています。

日ごろのパトロールや地区要望等で現状を把握されているとのことですが、何か起こってから対応するのではなく、河川災害等を未然に防止するため年次的に計画を立て事業推進を図られるよう要望します。

次に、施設管理業務委託モデル事業についてであります。

この事業は、市営住宅の施設管理業務を民間の賃貸住宅管理会社にモデル的に委託し、民間の有するノウハウを活用する中で、より適切な対応を図り住民サービス向上を目指すとされています。

施設管理、苦情相談対応、定期的な巡回点検業務等を管理会社に委託されていますが、本市に直接問い合わせ等が発生する場合があります。

委託先との連絡調整はあるようですが、市営住宅の環境整備向上の観点からも、より一層の連携強化と迅速かつ適切な対応となるよう要望します。

最後に、ごみ減量化、下水汚泥の処理についてであります。

給食残渣を堆肥化し販売しておりますが、販売収入はまだまだ少額であります。

また、汚泥焼却灰は現在市外の業者が再利用しているとのことですが、下水汚泥の有効活用として、堆肥化した汚泥を生ごみ堆肥に混ぜて肥料として利用するなどの検討を要望します。

以上で、本分科会の報告を終わります。



## 決算審査特別委員会 市庁舎整備分科会報告

市庁舎整備分科会の審査の結果を御報告いたします。

議案第 103 号平成 25 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分についての審査の過程において、分科会員から出されました意見につきまして、述べさせていただきます。

市庁舎整備推進事業費についてであります。

鳥取市庁舎整備専門家委員会条例に基づき、各分野の専門家を招聘し、専門家委員会で各分野の検討をするための予算措置でありましたが、招聘は1回のみとなっており不用額が発生しております。予算執行において当初の計画が甘かったのではないかとの意見がありました。

今後の予算作成時においては適切な予算執行となるよう改善を要望します。

以上で、本分科会の報告を終わります。